

2024年6月1日からの診療報酬改定に伴う加算について

(1) 医療情報取得加算について

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。
2024年6/1より診療情報の改定につき、窓口負担が変更になります。

初診 (月に1回)	・ 保険証を利用した場合 ・ マイナ保険証を利用した場合でも診療情報等の提供に同意なしの場合	【医療情報取得加算 1】 3点
	・ マイナ保険証を利用し診療情報等提供に同意ありの場合 ・ 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	【医療情報取得加算 2】 1点
再診 (3月に1回)	・ 保険証を利用した場合 ・ マイナ保険証を利用した場合でも診療情報等の提供に同意なしの場合	【医療情報取得加算 3】 2点
	・ マイナ保険証を利用し診療情報等提供に同意ありの場合 ・ 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	【医療情報取得加算 4】 1点

(2) 医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DX体制整備について以下の通り対応を行っております。

1. オンライン請求を行っております。
2. 電子資格確認を利用して取得した情報を診察室、または処置室で閲覧または活用できる体制を有しております。

3. 電子処方箋を発行する体制を今後導入予定です。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制についても今後導入予定です。

【加算点数】初診時8点（月に1回）

(3) **一般名処方加算について**

医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

【一般名処方】とはお薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することで、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

【加算1】10点 【加算2】8点

※後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上の場合に限り）が一般名処方されて加算1を、1品目でも一般名処方されていたものが含まれている場合に加算2を算定いたします。